

介護保険には40歳以上のみなさんが

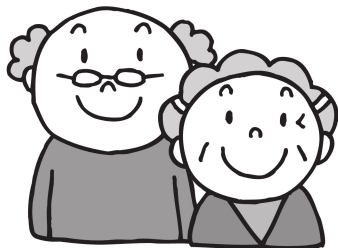
加入します

**私たち（被保険者）は、
年齢によって2つに分けられます**

① 65歳以上の方(第1号被保険者)

牧之原市から支援や介護が必要と認定された方は介護サービスが利用できます。

病気やケガなど介護が必要になった原因にかかわらず介護認定が受けられます。



**65歳になる月に
介護保険証(介護保険被保険者証)が交付されます**

※40歳から64歳の方(第2号被保険者)は、要介護認定の申請をして、要支援・要介護と認定された方に交付されます。

～介護保険証はこんなときに必要です～

- ・要介護等認定申請をするとき・介護等サービスを利用するとき
- ・ケアプラン(介護等サービス計画)を作成するとき

② 40歳から64歳の方(第2号被保険者) (医療保険に加入している方)

介護保険の対象となる特定疾病※が原因で牧之原市から支援や介護が必要と認定された方は、介護サービスが利用できます。

事故や他の病気など特定疾病以外の原因で介護が必要となった場合は、介護認定の対象になりません。



介護サービスを利用するためには申請が必要です。
サービスを利用した時には、費用の自己負担分を支払います。

※介護保険の対象となる特定疾病とは…

- | | | |
|--|---------------------------------------|---|
| ●筋萎縮性側索硬化症
<small>きんいしゆく そくさく</small> | ●脊柱管狭窄症
<small>せきちゅう きょうさく</small> | ●閉塞性動脈硬化症 |
| ●後縦靱帯骨化症
<small>こうじゅうじんたい</small> | ●早老症 | ●関節リウマチ |
| ●骨折を伴う骨粗しょう症 | ●糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症
及び糖尿病性網膜症 | ●慢性閉塞性肺疾患 |
| ●多系統萎縮症 | ●脳血管疾患 | ●両側の膝関節又は股関節に
著しい変形を伴う変形性関節症 |
| ●初老期における認知症 | ●進行性核上性麻痺、大脳皮質基底
核変性症及びパーキンソン病 | ●がん(医師が一般に認められている医学的知見
に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断
したものに限る。) |
| ●脊髄小脳変性症
<small>せきすい</small> | | |

- 介護保険料を納付
- 要介護等認定の申請

牧之原市(保険者)

介護保険制度を運営します

- ・介護保険料の徴収
- ・要支援・要介護の認定
- ・介護保険証の交付
- ・介護保険負担割合証の交付
- ・介護サービスの確保・整備・質の向上
- ・介護サービス事業者の指導・監督、給付適正化



- 介護保険証の交付
- 介護保険負担割合証の交付
- 支援・介護の認定結果通知書の送付

地域包括支援センター (さがら・オリーブ・さんいく)

保健医療の向上や福祉の増進を包括的に支援します



63ページ

- 介護(予防)サービス利用計画書(ケアプラン)の作成
- 介護等サービスの提供

連携・調整

●介護等サービス費用
(自己負担分を除く)支払い

●介護等サービス費用
(自己負担分を除く)請求

介護サービス事業者

介護サービスを提供します

県や市から指定を受けた、社会福祉法人、医療法人、民間企業、非営利組織などが実施します。



58ページ

- 利用した介護等サービス費用(自己負担分)の支払い

介護保険施設等に入所(入居)している方の特例について(住所地特例)

牧之原市の介護保険に加入している方(被保険者)が、他市町村に所在する以下の施設等への入所(入居)に伴い、住所を異動した場合には、施設等所在地の市町村ではなく、引き続き牧之原市の被保険者となります。

〈住所地特例の該当となる施設等〉

- ・介護保険施設(特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院)
- ・養護老人ホーム
- ・軽費老人ホーム
- ・サービス付き高齢者向け住宅のうち、有料老人ホームに該当するもの